

駅周辺で**1万台**あった放置自転車が約20年間※¹で**ゼロ**になりました。※²
自転車事故件数がピーク時※³から**約8割**減少しました。

※¹ 平成13年度～令和4年度
※² 放置自転車が100台以上ある駅周辺500m以内が調査対象
※³ 平成16年度と令和6年度の比較



河原町通(自転車走行環境の整備)

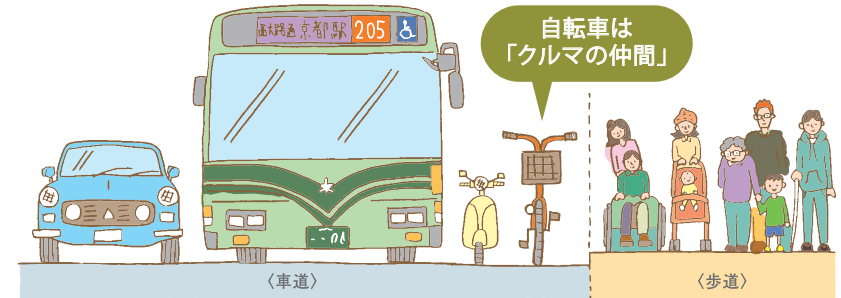


御池通まちかど駐輪場

取組方針

自転車利用者も歩行者等も、安心・安全に行き交うことができ、自転車を通じて生活を更に豊かにできる「自転車共生都市・京都」の実現を目指し、自転車走行環境の整備や自転車駐輪環境の整備、ルール・マナーの啓発に加え、多様な場面での自転車の活用に努めます。

「クルマの仲間」である自転車は車道の左側を走るのが原則

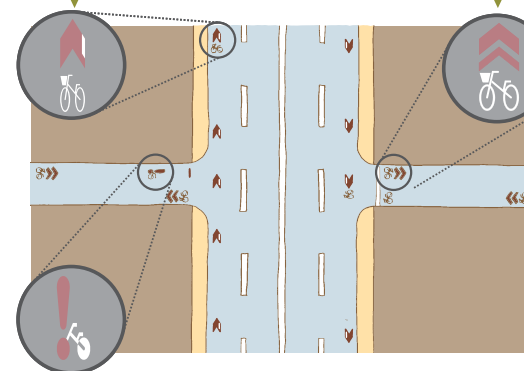


自転車走行環境の整備

自転車が車道の左側を安全・快適に走行できるよう、矢羽根マーク等による走行環境の整備を**234km**(令和7年3月末)の道路で行っています。

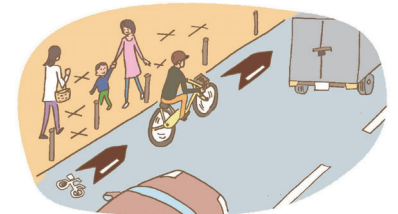
矢羽根マークは景観に配慮し、ベンガラ色を採用しています。

幹線道路の矢羽根マーク



生活道路の矢羽根マーク

車道を走行するときは、走る場所と方向を示した矢羽根マークの矢印の向きに沿って左側を走行してください。



注意喚起マーク

生活道路で安全に交差点に進入するよう注意を促すマークです。安全確認をしたうえで走行してください。

放置自転車の撤去と自転車駐輪環境の整備

徹底した放置自転車の撤去と、駅や繁華街など、各場所の特性に応じたきめ細やかな駐輪環境の整備を進めています。

■ 放置自転車の撤去

市内のほぼ全域を「自転車等撤去強化区域」に指定し、土・日・祝日、夜間を含めて撤去を実施しています。

また、市民の皆様からの撤去に関する相談・問い合わせについて、24時間・365日対応するコールセンターを設置しており、きめ細やかな対応を行っています。

(放置自転車等電話相談センター ☎241-0333)



対策前



対策後

放置自転車の撤去状況

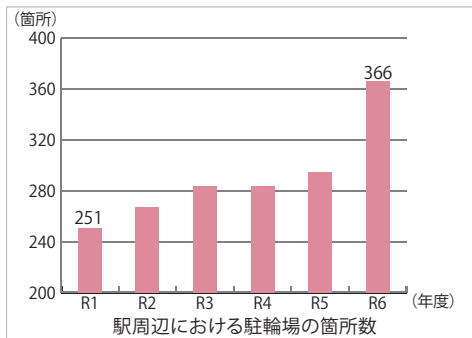
■ 自転車駐輪環境の整備

まちかど駐輪場や機械式地下駐輪場等の設置、既存の施設における誰もが利用しやすい駐輪空間の整備、民間事業者の駐輪場整備に対する助成等を実施しており、駅周辺における駐輪場の箇所数が5年間*で115か所増え、366か所(令和7年3月末)になりました。

また、より多くの方に御利用いただくため、自転車の総合案内サイト「京都市サイクルサイト」に市内の駐輪場情報を掲載しています。



京都駅八条口西自転車駐車場(機械式地下駐輪場)



駅周辺における駐輪場の箇所数

※ 令和2年度～令和6年度

ルール・マナーの啓発

自転車の安全利用について、イベントや街頭啓発を通じた周知や、万一の事故に備え義務化した自転車保険の加入促進に取り組んでいます。

(きょうと自転車保険専用コールセンター(平日・午前10時～午後4時)0120-670-022)

■ 京都市自転車安全教育プログラム

子どもからお年寄りまでライフステージ別に教えるべき主なポイントや、実施している安全教室等をまとめた「京都市自転車安全教育プログラム」を策定しました。

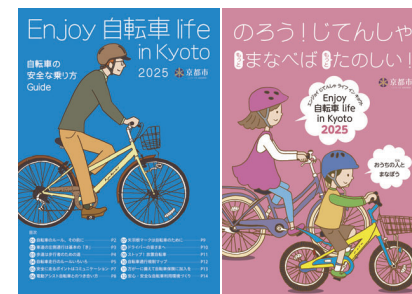
■ 自転車ルール等啓発冊子の配布

自転車のルール等を分かりやすく説明した冊子「Enjoy 自転車 life in Kyoto」を、市内の保育施設、幼稚園、小中高校等の全児童・生徒に配布しています。

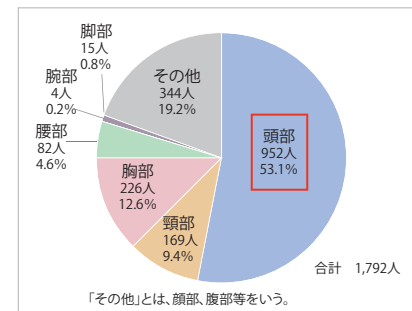
■ ヘルメット着用の努力義務化

自転車乗車時のヘルメット着用が全年齢で努力義務化されました。自転車乗車中に亡くなった方の約5割が頭部に致命傷を負っています。

自転車教室やSNSで、ヘルメット着用の重要性の周知・啓発を行うなど、ヘルメット着用率の向上に向けて取組を進めています。



自転車ルール等啓発冊子



自転車乗用中死者の人身損傷主部位(致命傷の部位)

自転車の活用

■ 京都市レンタサイクル事業者認定制度

レンタサイクルを安心・安全に御利用いただくため、自転車保険の加入や利用者へのルールの周知、英語での対応等の要件を満たす市内の事業者を京都市が認定する制度を創設し、19事業者(令和7年3月末)を認定しています。

認定事業者の自転車には、認定ステッカーが貼付されています。

■ シェアサイクルの利用・普及促進

公共交通を補完し、市民等にとって安心・安全で利便性の高い「シェアサイクル」(自転車の共同利用)の利用環境を創出することを目的に、本市が定めるシェアサイクル運営基準等を満たす4事業者と本市で連携協定を締結しました(令和5年1月)。

また、シェアサイクル事業者に対して、公有地の貸出しを行っています。

<連携協定締結事業者(令和7年10月時点)>



認定ステッカー

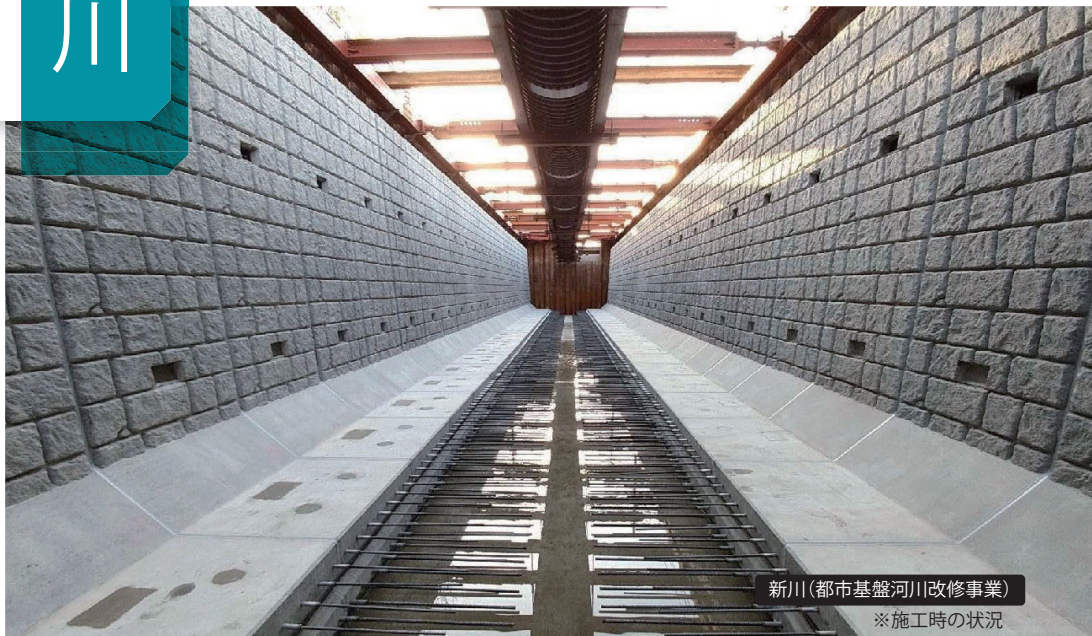
京都市サイクルサイトでは、駐輪場検索や認定レンタサイクル店検索、シェアサイクルのポートマップやルール・マナー等、自転車に関する様々な情報を発信しています!

京都市
サイクルサイト



河川改良を20年間※1で**9.4 km**実施しました。
 主要な排水機場の機器の修繕・更新を5年間※2で**113機器**実施しました。

※1 平成17年度～令和6年度
 ※2 令和2年度～令和6年度



新川(都市基盤河川改修事業)
 ※施工時の状況



西羽束師排水機場

取組方針

「まちに開かれた水辺、水辺に開かれたまち」を目指し、市民の安心・安全の根幹となる治水を前提として、歴史や環境にも配慮した京都らしい川づくり、水辺づくりを進めます。

都市基盤河川改修事業の推進

一級河川の整備・管理は、国及び都道府県が行うとされていますが、都市周辺部のきめ細かい治水対策を実施するため、西羽束師川や有栖川をはじめ、**17河川、約30km**を対象に、京都市が都市基盤河川改修事業として整備しています。

■ 新川、西羽束師川

新川、西羽束師川支川付近では、大雨による浸水被害が度々発生しているため、地域の治水安全度の向上を図る対策として、河川断面を拡幅する河川の改修工事を進めています。

■ 善峰川

善峰川付近では、大雨による浸水被害が度々発生しているため、地域の治水安全度の向上を図る対策として、河川断面を拡幅する改修工事を進めています。

河川に生息する生物の生育、繁殖環境の復元・創出に配慮した整備を進めています。

■ 安祥寺川

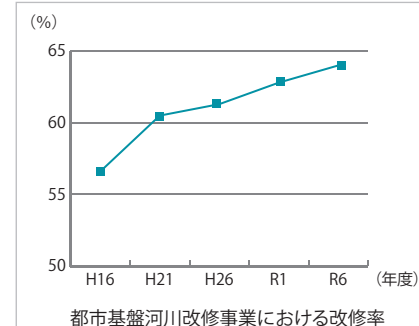
平成25年9月の台風18号や令和3年8月の大雨により、安祥寺川の溢水が原因で地下鉄が運休するなど、大きな被害が発生したため、河川管理者の京都府において、大雨時に雨水をバイパスさせる地下トンネルの整備事業を進めています。円滑な事業の推進を図るため、京都市からも職員を派遣するなど、府市協調で事業に取り組んでいます。



西羽束師川支川



善峰川(多自然型護岸)



準用河川・普通河川の維持管理と改良

京都市では、河川法に定める準用河川**31河川**と京都市水路等管理条例に基づく普通河川**291河川**の計**322河川**、**489 km**（令和7年3月末）を管理しています。



普通河川の点検

■ 維持管理

河川の流水機能を最大限発揮させるため、効率的な点検や河川カルテの作成を進め、計画的で持続可能な維持管理を実施しています。

市内を流れる河川の状況

種別	細別	管理者等	河川数	延長 (Km)
一級河川	直轄河川	国	5	42.2
	指定区間	京都府	53	318.3
	うち、都市基盤河川 改修事業の対象区間	京都市※	17	28.4
準用河川		京都市	31	50.0
普通河川		京都市	291	438.5
合計			380	849.0
	うち、京都市管理		339	516.9

※ 京都府に代わり、京都市が工事等を実施

（令和7年3月末）

高瀬川再生プロジェクト

まちなかの貴重な水辺空間である高瀬川では、護岸の老朽化や水枯れが発生しています。「せせらぎ」のある魅力ある水辺環境を復活させ、高瀬川が、沿川地域などの多様な皆様が集い・交流する地域のまちづくりの場となるよう、護岸改修などの河川整備を進めています。



高瀬川（一之舟入付近）



対策後
竹田川

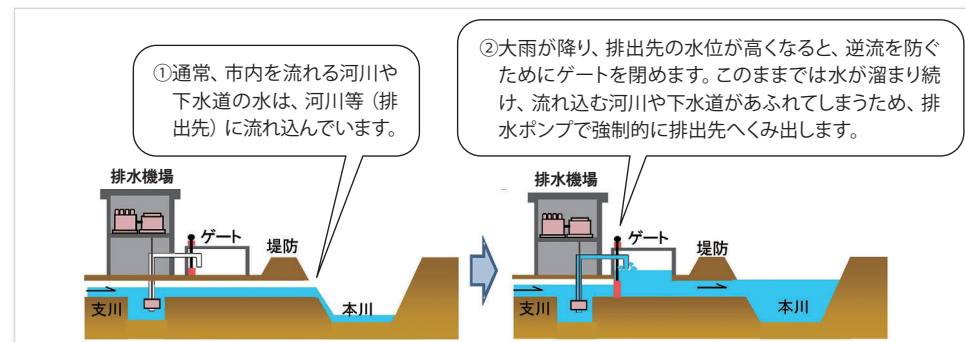
■ 河川改良

過去に浸水被害が発生した河川について、河川の拡幅や護岸のかさ上げ等を実施するなど、浸水対策を進めています。

排水機場の維持管理

河川が合流する場所では、排出先の河川の水位が上昇し、排出元の河川の水が自然に流れない場合があり、その際にはゲートを閉めることで逆流を防ぐとともに、排出元の河川の水があふれないよう、排水ポンプでくみ出す必要があります。

京都市では、このような場所において、**16か所**（令和7年3月末）の排水機場等を管理しています。



排水機場の役割

■ 集中監視システムの運用

集中管理センターにおいて、**24時間体制**で、主要な排水機場の稼動状況や水位情報などを一元的に監視するシステムを導入し、排水機場の安全性をより一層高めています。

■ 維持管理

排水機場は、排水ポンプや原動機（ディーゼルエンジンや電気モーター）、受変電機器など、大型で数多くの設備で構成されています。このような施設が、大雨時にも確実に機能するよう、日頃から点検や試運転を行い、老朽化した機器は、計画的に修繕や更新を進めています。



集中管理センター



洛南排水機場（原動機更新）

水防団による水防活動

市南部地域において、水害を最小限に抑えるため、隣接する自治体と共同して**3つ**の水防事務組合を設立しています。河川の巡視や土のう積みなどの水防活動を実践し、毎年5月に水防訓練を実施しており、令和7年度は、**約500人**が参加する訓練を実施しました。



水防訓練